

平成 24 年度事業報告書

平成 25 年 3 月 31 日現在

特定非営利活動法人百千鳥

1. 事業実施の概略

特定非営利活動法人百千鳥(以下、「百千鳥」とする)の活動は、主に長久手市を中心とした付近市町を活動エリアとして実施している。主とした活動としては、定款第 5 条(1)-①「法に基づく指定障害者(児)相談支援に関する事業」、同じく(1)-⑤「その他、障がい者(児)の地域生活の向上に関する事業」の準備を行った。

2. 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

正会員(定款、第3章第 6 条の(1))

- ・ 現在入会登録者 11 名
- ・ 会費収入 33,000 円(年会費、入会費)

賛助会員(定款、第3章第 6 条の(3))

- ・ 0 名

他の収入 100,000 円の個人貸付金(長江理事)

平成 24 年 11 月 20 日法人登記した。

その後、平成 25 年 4 月 1 日以降の見込みである定款第 5 条(1)-①「法に基づく指定障害者(児)相談支援に関する事業」(長久手市障害者相談支援事業委託、長久手市虐待防止センター事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業、指定一般相談支援事業)の準備として指定申請等の手続きを行い、上記の()内、指定一般相談支援事業以外の指定を取得、または長久手市との事業委託契約の見込みが成立した。また、平成 25 年 3 月時において、定款第 5 条(1)-⑤「その他、障がい者(児)の地域生活の向上に関する事業」(日中一時支援サービス)の指定を取得した。

平成 25 年 3 月 1 日付で、事業に従事する精神保健福祉士・社会福祉士の資格を有する常勤職員 堀場真理子 を採用した。また、平成 25 年 3 月 31 日付で、同様に事業に携わる者として、有限会社ハートフルハウスより竹田晴幸(社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員)、西奈美(社会福祉士、保育士、相談支援専門員)、佐藤歩(精神保健福祉士、社会福祉士)が

退職し、平成 25 年 4 月 1 日にてそれぞれ常勤職員 1 名、非常勤職員 2 名として採用する見込みとした。

3. 会議の開催に関する事項

(1) 設立総会

ア.開催日時及び場所

- ・開催場所 有限会社ハートフルハウス離れ 1 階
- ・開催日時 平成 24 年 6 月 11 日 19:00～20:00

イ.議題

- 第1号議案 特定非営利活動法人百千鳥の設立について
- 第2号議案 特定非営利活動法人百千鳥が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することの確認について
- 第3号議案 特定非営利活動法人百千鳥の定款について
- 第4号議案 寄付財産について
- 第5号議案 設立の初年度及び翌年度の事業計画について
- 第6号議案 設立の初年度及び翌年度の収支予算について
- 第7号議案 役員を選任について
- 第8号議案 設立代表者の選任について
- 第9号議案 事務所の決定について

「第一回理事会見込み」

ア.開催日時及び場所

- 平成 25 年 4 月 25 日(木) 18:00～18:30
- 長久手市宮脇 911 番地 有限会社ハートフルハウス

イ.議題

- 第一号議案 特定非営利活動法人 百千鳥 借入金の件